



# 令和6年度 足立労働基準監督署の取組

～安心して働き活躍できる TOKYOへ～



## I 管内の概況

当署は、足立区・荒川区の両区全域を管轄し、両区の面積は約 63 平方km、人口は約 91 万人です。

管内全域は、平たんな地形にあり、ほぼ中央に荒川、足立区と荒川区の境に隅田川など多くの河川が流れている特徴があります。

管内の南部は、JR常磐線・山手線・京浜東北線、東京メトロ千代田線・日比谷線、京成本線、都電荒川線の各路線、中央には東武伊勢崎線（スカイツリーライン）、そしてこれを挟む形で首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス、東京都交通局日暮里・舎人ライナーの各路線があり、鉄道交通網が発達しています。また、北千住駅については、これらの路線の多くが乗り入れて 1 日 20 万人以上に利用され都内有数の利用者数を誇る駅となっています。

## II 管内の産業

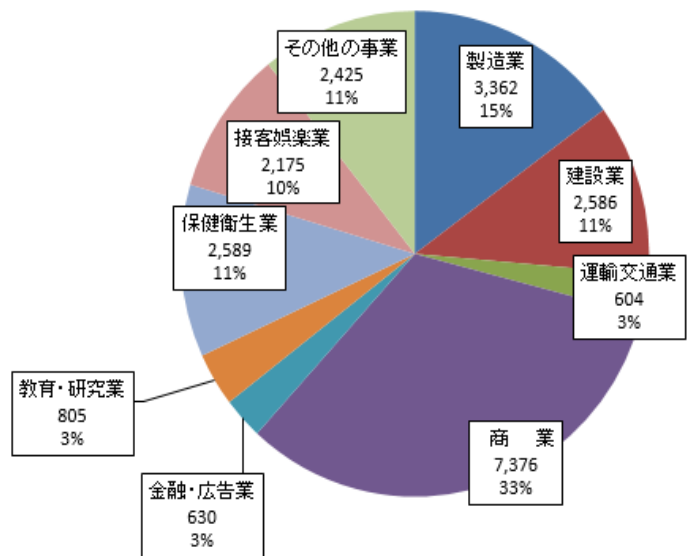
管内には約 2 万 3 千事業場に約 27 万人の方々が働いています。

古くは、河川や街道による交通の利便性から、化学工業、木材合板製造業、金属製品製造業、印刷・製本業、繊維製品製造業などが発展しましたが、昭和 40 年代以降、他県や国外へ工場が移転されるなどにより製造業は減少しています。

近年では、日暮里・南千住地区、西新井・新田地区の高層マンションを中心とした大規模再開発や多くの大学の新設が進んでいます。

管内の産業は、卸売・小売業等の商業が 33%を占めており、次いで、製造業 15%、建設業 11%となっています。全体の 72%の事業場は労働者 10 人未満の小規模零細事業場となっています。

\* 業種別事業場数 \*



「総務省統計局『経済センサス基礎調査』（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの」

足立労働基準監督署からのお知らせは、こちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/adachi/adachi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/adachi/adachi.html)



### Ⅲ 課題と対策

#### 1 「働き方改革」の推進及び長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

「働き方改革」における長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」において、その取組強化が盛り込まれ、政府全体で取り組んでいます。当署管内においても、長時間労働に起因する脳・心臓疾患、精神疾患の健康障害が発生していることから、引き続き、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止対策を推進します。

##### <取組>

- ① 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導の徹底
- ② 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する改正労基法等の周知徹底及び支援
- ③ 36協定適正化に係る窓口指導及び36協定未届事業場への対応
- ④ 改正労働安全衛生法の周知・指導及び産業保健活動の活性化

#### 2 法定労働条件の確保、適正な労働条件の整備等

令和5年の申告件数は167件と前年の130件から28%増加しました。令和2年までは減少傾向にありましたが、令和3年から反転して増加傾向となり、令和5年は大幅増となりました。未払賃金立替払制度の認定申請件数も令和2年までは減少傾向にありましたが、令和3年から増加傾向となり、令和5年は大幅増となりました。令和5年の申告受理件数167件の内訳として、賃金不払関連が144件、解雇関連が16件と、賃金不払関連が前年に引き続き大きなウエイトを占めています。今後も申告事案等について迅速な対応を図るほか、以下の事項に重点的に取り組めます。

##### <取組>

- ① 情報があつた事業場に対する積極的な監督指導の実施
- ② 自動車運転者、外国人労働者、障害者、介護労働者の労働条件の確保・改善
- ③ 最低賃金の周知・履行確保
- ④ 賃金引き上げに向けた環境整備・同一労働同一賃金の順守の徹底に向けた取り組みへの対応

##### \* 申告受理件数の推移 \*

	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
受理総数	204	225	208	145	107	114	130	167
賃金不払	164	193	123	122	82	101	103	144
解雇	40	34	35	28	18	18	15	16

##### \* 未払賃金立替払制度の運用状況 \*

	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年
申請企業数	8	13	10	11	4	5	6	16
認定企業数	4	8	14	7	8	7	3	14

※ 認定企業数は前年繰越を含む

### 3 安全・健康に働ける職場づくりのために

#### (1) 労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症による罹患を除く。）

令和5年に管内で発生した休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害は、726人と前年同期と比べて36人の減少となりました。

業種別では、第三次産業が半数以上を占め、社会福祉施設が108人（約15%）、小売業が99人（約14%）、と上位を占めています。工業的業種では、陸上貨物運送事業76人（約10%）、製造業が72人（約10%）、建設業が62人（約9%）、清掃・と畜業が57人（約8%）と上位を占めています。また、死亡災害は、2人（建設業1人、清掃・と畜業1人）となっています。

事故の型別では、転倒が182人（約25%）、動作の反動・無理な動作が156人（約21%）、墜落・転落が105人（約14%）と上位を占めています。

#### (2) 第14次労働災害防止計画の取組

当署では、東京労働局で策定した「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえ、「第14次足立労働基準監督署労働災害防止計画」を策定しています。当該計画に基づき、各種労働災害防止対策を推進します。

基本目標として、第13次労働災害防止期間の最終年である令和4年と比較して、新型コロナウイルス感染症による罹患を除いた死傷災害を令和9年までに5%以上減少（723人以下）させることとしています。また、死亡災害は、2人以下とすること及び熱中症による死亡災害を発生させないことを目標としています。

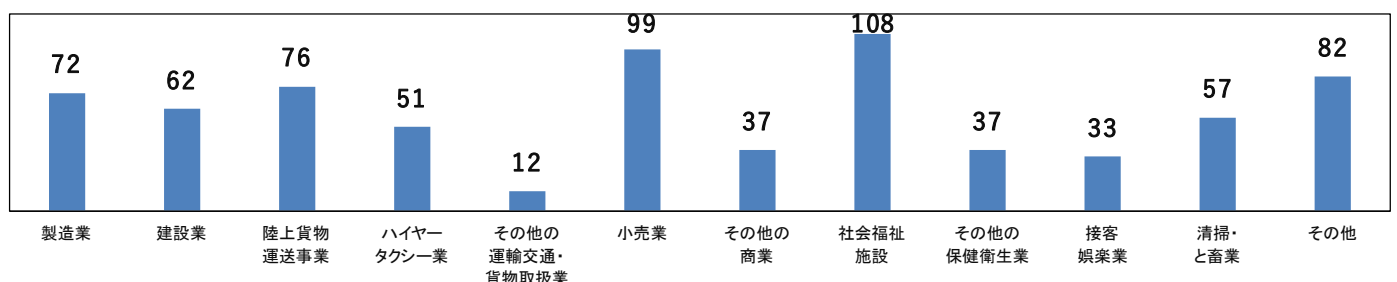
#### (3) 労働者の安全を確保するための対策への取組

- ① 転倒、転落・転落、動作の反動・無理な動作など、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策を推進します。
- ② 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境を実現させるため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン。）」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）に基づく取組を推進します。
- ③ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれなど災害の防止対策を推進します。
- ④ 建設業における墜落・転落災害の防止対策を推進します。
- ⑤ 陸上貨物運送事業における荷役作業時の災害の防止対策を推進します。

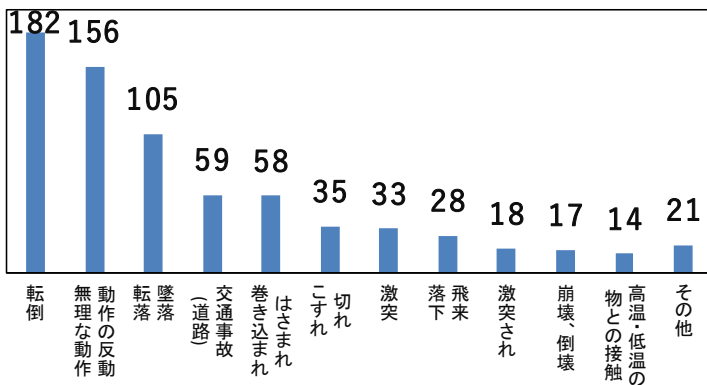
#### (4) 労働者の健康を確保するための対策への取組

- ① 過重労働による健康障害防止対策（時間外・休日労働時間の削減、労働時間の適正把握、長時間労働による医師の面接指導制度等）及びメンタルヘルス対策（心の健康づくり計画の策定、教育研修の実施、ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果に基づく集団分析の実施、集団分析を活用した職場環境の改善等）を推進します。
- ② 石綿による健康障害防止対策の推進のため、解体・改修工事前の事前調査の実施、各種届出（建設工事計画届、事前調査結果報告）の提出、適正な施工等について、周知・指導を行います。
- ③ 新たな化学物質規制の周知・指導など、化学物質による健康障害防止対策を推進します。
- ④ 腰痛予防について、社会福祉施設、小売業及び陸上貨物運送事業を中心に、「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく取組を推進します。
- ⑤ 熱中症について、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（令和6年2月27日付け基安発0227第1号）、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号）に基づく取組を推進します。
- ⑥ 上記以外の職業性疾病（粉じん、一酸化炭素、騒音等）対策を推進します。

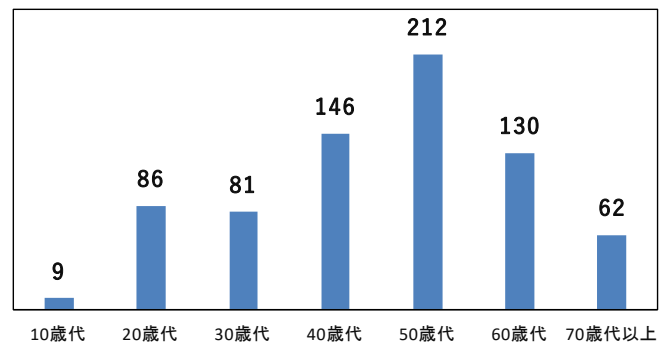
令和5年 業種別労働災害発生状況



令和5年 事故の型別労働災害発生状況



令和5年 年齢別労働災害発生状況



#### 4 迅速・適正な労災補償の実施

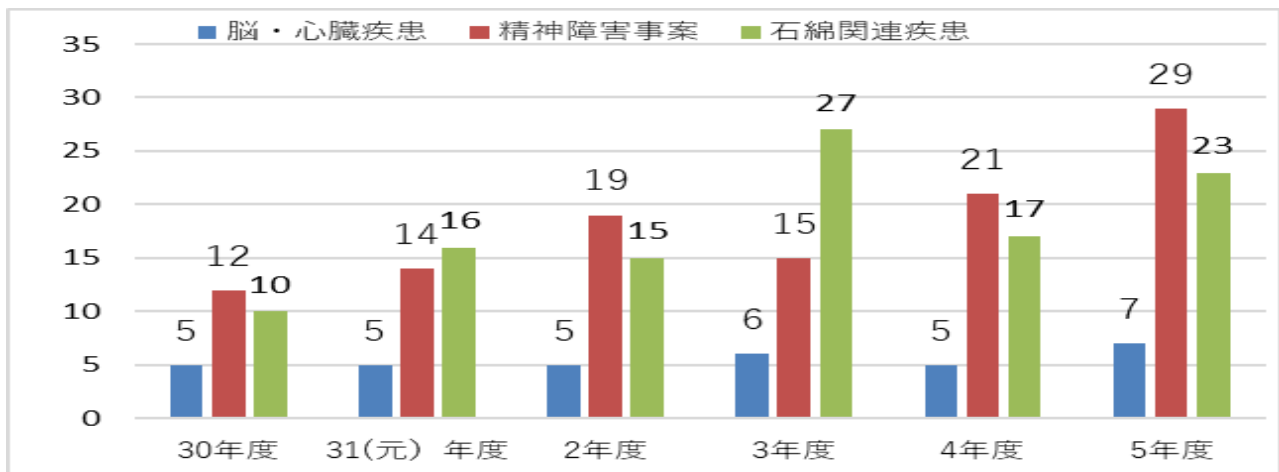
労災保険は、業務上又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。

近年、脳・心臓疾患事案等の請求件数は増加傾向にあり、令和5年度では、脳・心臓疾患事案7件、精神障害事案29件、石綿関連疾患23件でした。これら請求事案に対する迅速・適正な処理が求められています。

##### <取組>

- ① 労災補償業務の迅速・適正な事務処理の徹底及び長期未決事案の発生防止
- ② 過労死等事案に係る的確な労災認定
- ③ 業務実施体制の確保と人材育成
- ④ 新型コロナウイルス感染症の迅速・的確な労災認定

\* 脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求件数 \*



労働基準監督署への届出等の様式は、こちら [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html) →



電子署名等が不要になり、さらに便利になった電子申請は、こちら <https://shinsei.e-gov.go.jp/> →



〒120-0026 東京都足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階

### 足立労働基準監督署

(管轄 足立区・荒川区)

方面（賃金・労働時間等労働条件）	03-3882-1188
安全衛生課（労働安全衛生）	03-3882-1190
労災課（労働保険・労災給付）	03-3882-1189
総合労働相談コーナー	03-6684-4573